

被扶養者(異動)届

常務理事	事務長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	係

令和 年 月 日提出

事業主記入欄

健康保険被保険者記号

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ()

◎ 記入事項を訂正する際は記入者の訂正印(サイン可)が必要になります。

受付印

社会保険労務士記載欄

氏名等

確認 左記欄に必ず してください。この届出については、下記①又は②の要件を満たしたものである。
 ① 申請者本人(被保険者)が作成したものである。② 記載内容については申請者本人が確認している。

被保険者欄

① 被保険者番号	② 氏名 (フリガナ) (氏名)	③ 性別	④ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑦ 受理後の被扶養者数	名
⑤ 取得年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑥ 報酬月額			千円	
⑧ 住民票の住所	〒 <input type="text"/>						
⑨ 現住所 住民票と同一の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	住民票と同一住所 <input type="checkbox"/>	〒 <input type="text"/>					

被扶養者欄 1

⑩ 増加減少	⑪ (フリガナ) (氏名)	⑫ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑬ 性別	1. 男 2. 女	⑭ 続柄	⑮ 個人番号 (12桁)	⑯ 職業
増	(氏名)	⑮ 個人番号 (12桁)	⑰ 理由						
減			1. 被保険者加入 2. 出生 3. 退職 4. 雇用保険受給終了	5. 結婚 6. 養子縁組 7. 収入減 8. 扶養者変更(加入)	9. 就職 (就労先健保加入) 10. 収入増 (国保加入) 11. 雇用保険受給開始	12. 離婚 13. 死亡 (月 日)	15. その他	⑱ 住民票の住所	⑲ 現住所
令和	令和	年 月 日	⑲ 住民票の住所 被保険者と同一 <input type="checkbox"/>						
扶養を始めた日 またはしなくなった日	年 月 日	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							

⑳ 資格確認書発行要否 (該当する方に必ず)

発行が必要 (マイナ保険証 保有の場合は原則発行不可)

発行は不要

被扶養者欄 2

⑩ 増加減少	⑪ (フリガナ) (氏名)	⑫ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年 月 日	⑬ 性別	1. 男 2. 女	⑭ 続柄	⑮ 個人番号 (12桁)	⑯ 職業
増	(氏名)	⑮ 個人番号 (12桁)	⑰ 理由						
減			1. 被保険者加入 2. 出生 3. 退職 4. 雇用保険受給終了	5. 結婚 6. 養子縁組 7. 収入減 8. 扶養者変更(加入)	9. 就職 (就労先健保加入) 10. 収入増 (国保加入) 11. 雇用保険受給開始	12. 離婚 13. 死亡 (月 日)	15. その他	⑱ 住民票の住所	⑲ 現住所
令和	令和	年 月 日	⑲ 住民票の住所 被保険者と同一 <input type="checkbox"/>						
扶養を始めた日 またはしなくなった日	年 月 日	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							
⑲ 住民票の住所	被保険者と同一 <input type="checkbox"/>	⑲ 現住所 別居の場合住所記入 <input checked="" type="checkbox"/>							

⑳ 資格確認書発行要否 (該当する方に必ず)

発行が必要 (マイナ保険証 保有の場合は原則発行不可)

発行は不要

配偶者状況欄

◆ 配偶者が扶養に加入されず、お様ののみ加入される場合は右記欄の該当事項をご記入下さい。
 (配偶者の収入証明が必要となる場合もございます)

※ 夫婦共働きの場合、収入の多い方の被扶養者となります。収入が同程度の場合には主として生計を維持する人の被扶養者となります。

1. 配偶者いる 月収 _____ 万円

2. 配偶者いない 離別 ・ 死別

記入方法

- <事業主記入欄> : 健康保険被保険者記号は、新規適用時に付された番号をご記入ください。
- <確認欄> : **確認後、必ず☑を入れてください。** 空欄の場合は受付できません。
- <被保険者欄>
- ①被保険者番号 : 当該届出対象者の被保険者番号をご記入ください。
- ②氏名・フリガナ : 氏名を標準文字で正確にご記入ください（**外字不可**）。変更・訂正がある場合は『被保険者氏名変更・訂正届』をご提出ください。
- ③性別 : 該当する番号を○で囲んでください。
- ④生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。
- ⑤取得年月日 : 年号は該当する番号を○で囲み、当組合に加入した日付をご記入ください。
- ⑥報酬月額 : 資格取得時または報酬決定、報酬改定時に決定した現在の標準報酬月額（千円）をご記入ください。
- ⑦受理後の被扶養者数 : 当該届出が受理された後の被扶養者数をご記入ください。
- ⑧住民票の住所 : 住民票上の住所をご記入ください。変更がある場合は『被保険者住所変更届』を併せてご提出ください。
- ⑨現住所 : 現在お住まいの住所をご記入ください。⑧住民票の住所と同じ場合は☑を入れてください。
- <被扶養者欄>
- ⑩増加減少 : 該当する方に○をしてください。増加と減少でそれぞれ申請がある場合は、別々に申請書を作成してください。
例) 妻 3/31退職で扶養加入・子 4/1就職の場合、妻の扶養加入で1部異動届作成し、子の扶養削除でもう1部作成する。
- ⑪氏名・フリガナ : 氏名を標準文字で正確にご記入ください（**外字不可**）。
ただしアルファベットでの登録はできません。その際は氏名欄にカタカナでご記入ください。
- ⑫生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。
- ⑬性別 : 該当する番号を○で囲んでください。
- ⑭続柄 : 被保険者からみた続柄をご記入ください。例) 妻、夫、子など
- ⑮個人番号 : 加入の場合は**必ず個人番号をご記入ください**。申請理由が子の出生等で、個人番号が未発行の場合は空欄のままご申請いただき、後日『被扶養者異動個人番号届』をご提出ください。
- ⑯職業 : 詳細にご記入ください。例) パート、大学生、高校生など
- ⑰扶養を始めた日
またはしなくなった日 : 「⑩理由」の状況が生じた日（ケースによってはその翌日）をご記入ください。詳細は⑱をご参照ください。
加入の場合で当組合での受付日が、扶養を始めた日となる根拠日から60日以上経過している、または根拠日となる日が無い場合は受付日での認定となります。削除の場合で根拠日（就職日等）から60日以上経過している場合は『**遅延理由書**』をご添付ください。
- ⑱理由 : 該当する番号を○で囲んでください。
「1.被保険者加入」…被保険者の資格取得に伴う加入（被保険者資格取得日と同日）
「2.出生」…子などの出生に伴う加入（出生日）
「3.退職」…申請対象者が退職したことによる加入（退職日の翌日）
「4.雇用保険受給終了」…申請対象者が受給している雇用保険が満了等で終了したことによる加入（支給終了日の翌日）
「5.結婚」…被保険者と申請対象者が婚姻をしたことによる加入（婚姻日）
「6.養子縁組」…被保険者と申請対象者が養子縁組をしたことによる加入（養子縁組日）
「7.収入減」…就労先等で収入が減少したことによる加入（前健保資格喪失日、雇用契約変更日等）
「8.扶養者変更(加入)」…配偶者等の収入が減少(被保険者の収入が増加)したことで主たる生計維持者が変更したことによる加入（前健保資格喪失日等）
「9.就職」…被扶養者が正社員等で就職した、またはパートの方が就労先の健康保険組合に被保険者として加入したことによる削除（就職日） 例) 4/1就職 → 扶養をしなくなった日は「4/1」
「10.収入増」…被扶養者がパート収入や年金収入等が増えたことにより被扶養者の収入範囲を超過し、**国民健康保険へ異動することによる削除（収入超過の事実がわかった日）**
「11.雇用保険受給開始」…被扶養者が雇用保険の受給が開始し、収入範囲を超過したによる削除（給付制限期間満了日の翌日）
※「雇用保険受給資格者証の受給状況の記載ある部分の写し」をご添付ください。
「12.離婚」…被保険者と離婚したことによる削除（離婚日）
「13.死亡」…被扶養者が死亡したことによる削除（死亡日の翌日） 死亡日を理由欄にご記入ください。
「14.扶養者変更(削除)」…配偶者等の収入が増加(被保険者の収入が減少)したことで主たる生計維持者が変更したことによる削除（扶養者変更の原因となる事実の発生日等）
「15.その他」…上記以外の事由での加入・削除の場合、〔 〕にご記入ください。
- ⑲住民票の住所 : **被保険者と同一の場合は☑を入れてください。** 異なる場合は住民票の住所をご記入ください。
- ⑳現住所 : 同居・別居のどちらかを○で囲んでください。別居の場合は現在お住まいの住所をご記入ください。
- ㉑資格確認書発行要否 : 必ずどちらかに☑を入れてください。**ただし、資格確認書の発行は以下の方に限ります。**
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- <配偶者状況欄> : 被保険者加入や子の出生の場合で、配偶者が扶養に加入されずお子様のみ加入される場合ご記入ください。
月収は直近3か月の平均額をご記入ください。産休育休等で現在給与収入が無い場合は、休職前の収入をご記入ください。
産休育休中の場合は、余白欄に「産休中」「育休中」の旨をご記載ください。

注意事項

- ◎ 減少の場合は、削除する方の資格確認書・高齢受給者証等を添付してください。（発行者のみ）
- ◎ 『国民年金3号届』は、3号被保険者の資格確認書の写しまたは被扶養者異動決定通知書の写しを添付して年金へご提出ください。
- ◎ 増加の場合の添付書類は、別紙「被扶養者認定に必要な添付書類一覧」をご参照ください。

現 況 書

1.あなた(被保険者)の現況

◎ 記入事項を訂正する際は記入者の訂正印(サイン可)が必要になります。
◆ 1人1枚ご記入下さい。なお、この現況書は中学生以下の実子の方は不要です。

月 収	給 与 総支給額を記入してください。	給与以外の収入がある場合 A.年金 B.不動産 C.その他 ()	合 計
	円	円	円

あなた(被保険者)と同居している人数	名	その内、現在被扶養者となっている方	名
--------------------	---	-------------------	---

2.今回申請する方(被扶養者)の現況

氏 名	年 齢	住 所	別居の場合、住所を記載して下さい。(下記3もご記入ください)			
	同居 才 別居	〒				
申 請 者	A. 以前より被保険者の扶養に加入していた B. 協会けんぽ 又は 健康保険組合の被保険者 C. 国民健康保険 D. 他の者の扶養者だった (続柄)					
	申請前に加入していた健康保険	健康保険	記号	番号		
					TEL	
収 入	各種年金	有・無	円	円	【月収合計】	
	パート・アルバイト	有・無	円	円		
	雇用保険の失業給付等		A.受給中(日額 円) B.申請中 受給予定(年 月) C.受給しない (理由 再就職希望なし・雇用保険未加入・加入期間不足・その他『 』)			
	※扶養範囲を超過する失業給付の受給が発覚した場合は、受給日に遡って削除となる可能性があります。受給が開始しましたら必ず扶養削除のお手続きをしていただきますようお願いいたします。					
その他	有・無	自営業・不動産・投資等 傷病手当金・出産手当金	円	円	円	

無職無収入証明書

【過去1年以内に給与収入等があった方など、非課税証明書で無収入であることが証明できない場合はご記入ください】

被保険者 () の扶養家族 () は
令和 年 月 日 (理由:) により
無職無収入であることを証明いたします。

事業主氏名

3.あなた(被保険者)と別居の場合

◆ 手渡しは被扶養者となれません。送金証明書を3か月分必ず添付して下さい。

別居の理由	A. 単身赴任 B. 通学困難 C. その他 ()				
送金方法	A. 銀行または郵便振込	B. 現金書留	送金額	毎月	円
同居者について	有・無	続柄 ()	同居者からの援助	有・無	毎月 円

上記の通り相違ありません
年 月 日

事業主氏名

【必ずご署名ください】

<被扶養者認定に必要な添付書類一覧>

申請対象者	同居・別居どちらでも可						同居が条件		添付書類(当組合指定用紙・当組合が作成をお願いした書類以外は写し可) ※○数字の添付書類はすべて必要です
	配偶者	実子 養子		祖 父 母 ・ 孫 (直系)	兄 弟 姉 妹	養 父 母	実子養子 以外		
		中 学 生 以 下	高 校 生 以 上				中 学 生 以 下	高 校 生 以 上	
申請時の被扶養者の状況									
ご家族の状況を確認する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	現況書(当組合指定用紙)
続柄や同居・別居を証明する書類			○	○	○	○	○	○	住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
別居の場合(子の通学を理由とした別居を除く)	○	○	○	○	○	○	×	×	①直近3か月分の送金証明書<※1> ②別居先の住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
学生の場合	○	○	○	○	○			○	在学証明書または学生証の写し(有効期限記載部分含む)
学生(定時制・通信制・大学院生を除く)以外で1年以上無収入の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	発行できる直近の年度の(非)課税証明書(給与収入の記載がある場合は①退職証明書 ②現況書「無職無収入証明書」欄署名)
パート・アルバイトで就労中の場合(学生含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの) (収入が給与収入のみの場合は、直近の労働条件通知書でも可)
パート・アルバイトを始めたばかりの場合(学生含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	①労働条件通知書(月収見込がわかるものに限る) ②契約以降の給与明細書(支給がある場合のみ)
被保険者であった方が、収入減により扶養範囲内に収まった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの) ②前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
被保険者であった方が、契約変更により扶養範囲内に収まった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	①労働条件通知書(月収見込がわかるものに限る) ②契約変更以降の給与明細書 ③前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
年金収入あり(老齢・遺族・障害年金等受給中のすべての年金)	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の年金振込通知書(年金改定通知書) ②発行できる直近の年度の(非)課税証明書(年金収入のみの場合)
1年以内に退職している場合(課税証明書に給与収入あり)	雇用保険受給手続きしない	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名
	雇用保険受給手続き予定(自己都合退職)	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名<※3>
	すでに雇用保険受給終了済	○	○	○	○	○	○	○	①雇用保険受給資格者証(受給終了記載部分含む) ②現況書「無職無収入証明書」欄署名
自営業者・個人事業主または不動産・配当所得等がある場合	○	○	○	○	○	○	○	○	①税務署の受付印もしくは受信通知のある直近の確定申告書 ②収支内訳書または青色申告決算書<※4>
被保険者と苗字が異なる場合	○	○	○	○	○	○	○	○	①戸籍謄本または住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)<※5>
扶養加入理由が結婚・養子縁組の場合	○	○	○						婚姻届受理証明書・養子縁組届受理証明書または戸籍謄本<※6>
扶養者の変更の場合		○	○	○	○	○	○	○	①前健保組合発行の資格喪失証明書(夫婦共同扶養での変更の場合省略) ②前扶養者の収入証明書(直近給与明細3か月分等)
他の健康保険組合で任意継続被保険者(またはその被扶養者)だった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	任意継続被保険者資格喪失証明書

扶養状況
収入確認書類
その他

※複数の項目に該当する場合は、すべての証明書を添付ください。
 ※市区町村が発行する各証明書類は、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 ※状況により、別途証明書を提出いただく場合もございますので、その際はご協力お願いいたします。

- 以下に該当する方は被扶養者にはなれません。
 - ・月収108,334円以上見込まれる場合(19歳以上23歳未満は125,000円以上(扶養認定日の属する年の12月31日時点の年齢)、60歳以上又は障害年金受給者は150,000円以上)
 - ・被保険者の収入の2分の1以上の収入がある場合
 - ・別居の方で、被保険者の送金額よりも多い収入がある場合、または別居先で同居している人が主たる生計維持者と判断された場合
 - ・雇用保険・出産手当金・傷病手当金等を受給中の場合(日額3,562円以上、19歳以上23歳未満は4,110円以上(扶養認定日の属する年の12月31日時点の年齢)、60歳以上は日額4,932円以上)
 - ・子の申請時に、被保険者の収入額が配偶者よりも1割以上 下回っている場合
 - ・対象者が海外に居住している場合(国内居住要件例外事由に該当する場合を除く)
- 上記以外のケースでも状況により扶養認定できない場合もございますのでご了承ください。
- 根拠日となる日付(退職日や婚姻日等)から当組合での受付日が60日以上経過した場合は受付日での認定となります。
- 出生または被保険者資格取得に伴う扶養申請で、配偶者が加入されずお子様のみ扶養加入される場合は被扶養者異動届の下部にある「配偶者収入欄」をご記入ください。
- 収入証明(無収入の場合のみ)を省略できる「学生」とは、定時制・通信制・大学院生・予備校生や社会人大学生(学び直しなど)を除きます。

- <※1>「送金証明書」とは、直近の連続した3か月分の銀行振込依頼書または預金通帳の写し(振込・受取名義がわかるもの)で、手渡しでの送金は認められません。(会社都合による単身赴任の場合は、「会社辞令の写し」の添付により配偶者と子のみ省略可)
- <※2> 同じ就労先での「収入減」契約変更で扶養申請をする際にご提出いただく「資格喪失証明書」は加入していた健康保険組合が証明したもの(協会けんぽ加入の場合は日本年金機構発行)をご添付ください。就労先の証明では認められません。国民健康保険に加入していた場合は、「資格情報のお知らせ」写しをご添付ください。
- <※3> 雇用保険受給予定の方で、認定要件を超える日額の雇用保険受給が開始した際は受給開始日(給付制限終了日の翌日)で扶養削除の届出をしてください。
- <※4> 自営業・個人事業主の場合は、原則国民健康保険の加入となります。例外的に総収入から「直接的経費」を控除した金額が扶養範囲内の収入である場合被扶養者になれます。「直接的経費」とは被扶養者認定上の経費であり、所得税法上認められている経費とは異なります。また、従業員等を雇って事業を営んでいる場合は被扶養者にはなれません。
- <※5> 苗字を変更済みであっても、添付書類が旧姓のままになっている場合は、旧姓と変更後の姓がともに記載されている添付書類が必要となります。(戸籍謄本、マイナンバーカード・運転免許証の裏表の写しなど)
- <※6> 被扶養者が外国籍の方の場合は、続柄と在留資格確認のため住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご添付ください。また、配偶者で入籍されていない方(内縁関係)も住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご提出ください。その際、続柄が「同居人」等の場合は被扶養者として認められません。

<被扶養者認定に必要な添付書類一覧>

(扶養申請例)

<認定対象者>

- ・妻
- ・年金・パート収入あり
- ・現在、国民健康保険加入

<申請理由>

- ・雇用契約変更により、年金・パート収入合計で月150,000円未満かつ被保険者の収入の2分の1を下回るため

(当組合指定用紙・当組合が作成をお願いした書類以外は写し可)
※〇数字の添付書類はすべて必要です

扶養状況
確認書類

収入確認書類

その他

申請対象者		同居										申請時の被扶養者の状況
		実養					中学生以下					
申請対象者		配偶者	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	現況書(当組合指定用紙)
ご家族の状況を確認する書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現況書(当組合指定用紙)
続柄や同居・別居を証明する書類												住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
別居の場合(子の通学を理由とした別居を除く)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近3か月分の送金証明書<※1> ②別居先の住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)
学生の場合		○	○									在学証明書または学生証の写し(有効期限記載部分含む)
学生(定時制・通信制・大学院生を除く)以外で1年以上無収入の場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	発行できる直近の年度の(非)課税証明書(給与収入の記載がある場合は①退職証明書 ②現況書「無職無収入証明書」欄署名)
パート・アルバイトで就労中の場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの) (収入が給与収入のみの場合は、直近の労働条件通知書でも可)
パート・アルバイトを始めたばかりの場合(学生含む)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る)②契約以降の給与明細書(支給がある場合のみ)
被保険者であった方が、収入減により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の連続した3か月分の給与明細書(就労先がわかるもの)②前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
被保険者であった方が、契約変更により扶養範囲内に収まった場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①雇用契約書(月収見込がわかるものに限る)②契約変更以降の給与明細書 ③前健保組合発行の資格喪失証明書<※2>
年金収入あり(老齢・遺族・障害年金等受給中のすべての年金)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①直近の年金振込通知書(年金改定通知書) ②発行できる直近の年度の(非)課税証明書(年金収入のみの場合)
1年以内に退職している場合(課税証明書に給与収入あり)	雇用保険受給手続きしない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
	雇用保険受給手続き予定(自己都合退職)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①離職票(退職証明書も可)②現況書「無職無収入証明書」欄署名<※3>
	すでに雇用保険受給終了											資格者証(受給終了記載部分含む)②現況書「無職無収入証明書」欄署名
自営業者・個人事業主または不動産・配当所得等がある												印刷もしくは受信通知のある直近の確定申告書 ②収支内訳書または青色申告決算書<※4>
被保険者と苗字が異なる場合												住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)<※5>
扶養加入理由が結婚・養子縁組の場合												戸籍簿または戸籍謄本<※6>
扶養者の変更の場合												発行の資格喪失証明書(夫婦収入逆転での変更の場合省略) ②前扶養者の収入証明書(直近給与明細3か月分等)
他の健康保険組合で任意継続被保険者(またはその被扶養者)												任意継続資格喪失証明書

<必要添付書類例>

- ・現況書
- ・パート先の雇用契約書
- ・契約変更後1か月分の給与明細
- ・年金振込通知書
- ・国民健康保険の「資格情報のお知らせ」写し

※複数の項目に該当する場合は、すべての証明書をご添付ください。
 ※市区町村が発行する各証明書類は、提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 ※状況により、別途証明書をご提出いただく場合もございますので、その際はご協力お願いいたします。

- 以下に該当する方は被扶養者にはなれません。
 - ・月収108,334円以上見込まれる場合(19歳以上23歳未満は125,000円以上(扶養認定日の属する年の12月31日時点の年齢)、60歳以上又は障害年金受給者は150,000円以上)
 - ・被保険者の収入の2分の1以上の収入がある場合
 - ・別居の方で、被保険者の送金額よりも多い収入がある場合、または別居先で同居している人が主たる生計維持者と判断された場合
 - ・雇用保険・出産手当金・傷病手当金等を受給中の場合(日額3,562円以上、19歳以上23歳未満は4,110円以上(扶養認定日の属する年の12月31日時点の年齢)、60歳以上は日額4,932円以上)
 - ・子の申請時に、被保険者の収入額が配偶者よりも1割以上 下回っている場合
 - ・対象者が海外に居住している場合(国内居住要件例外事由に該当する場合を除く)
- 上記以外のケースでも状況により扶養認定できない場合もございますのでご了承ください。
- 根拠日となる日付(退職日や婚姻日等)から当組合での受付日が60日以上経過した場合は受付日での認定となります。
- 出生または被保険者資格取得に伴う扶養申請で、配偶者が加入されずお子様のみ扶養加入される場合は被扶養者異動届の下部にある「配偶者収入欄」をご記入ください。
- 収入証明(無収入の場合のみ)を省略できる「学生」とは、定時制・通信制・大学院生・予備校生や社会人大学生(学び直しなど)を除きます。

- <※1> 送金証明書とは、直近の連続した3か月分の銀行振込依頼書または預金通帳の写し(振込・受取名義がわかるもの)の写し(送金金額は認められません。(会社都合による単身赴任の場合は、「会社辞令の写し」の添付により配偶者と子の収入を省略可)
- <※2> 同じ就労先での「収入減」契約変更で扶養申請をする際にご提出いただく「資格喪失証明書」は加入していた健康保険組合が証明したもの(協会けんぽ加入の場合は日本年金機構発行)をご添付ください。就労先の証明では認められません。国民健康保険に加入していた場合は、「資格情報のお知らせ」写しをご添付ください。
- <※3> 雇用保険受給予定の方で、認定要件を超える日額の雇用保険受給が開始した際は受給開始日(給付制限終了日の翌日)で扶養削除の届出をしてください。
- <※4> 自営業・個人事業主の場合は、原則国民健康保険の加入となります。例外的に総収入から「直接的経費」を控除した金額が扶養範囲内の収入である場合被扶養者になれます。「直接的経費」とは被扶養者認定上の経費であり、所得税法上認められている経費とは異なります。また、従業員等を雇って事業を営んでいる場合は被扶養者にはなれません。
- <※5> 苗字を変更済みであっても、添付書類が旧姓のままになっている場合は、旧姓と変更後の姓がともに記載されている添付書類が必要となります。(戸籍謄本、マイナンバーカード・運転免許証の裏表の写しなど)
- <※6> 被扶養者が外国籍の方の場合は、続柄と在留資格確認のため住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご添付ください。また、配偶者で入籍されていない方(内縁関係)も住民票(世帯全員・続柄省略していないもの)をご提出ください。その際、続柄が「同居人」等の場合は被扶養者として認められません。